令和元年度

主要施策の成果の説明書

（地方自治法第 233 条第 5 項の規定に基づく説明書）

(抜粋版)

東京都後期高齢者医療広域連合

目　　次

１　目標及び基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２　広域連合及び区市町村の事務事業と役割分担 ・・・・・・・・・・・・２
３　令和元年度後期高齢者医療制度の経過と実績 ・・・・・・・・・・・・３
(1)　経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(2)　実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　施策及び成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(1)　保険給付の執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(2)　医療費の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(3)　健康診査事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(4)　保険料の軽減対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
(5)　広聴広報事業の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
(6)　広域連合電算処理システム等の再構築・・・・・・・・・・・・・１０
(7)　情報管理の徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
(8)　区市町村との連携と支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

５　令和元年度決算の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(1)　各会計別決算額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
(2)　目的別歳入・歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
①　一般会計歳入・歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
②　特別会計歳入・歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
(3)　性質別歳出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
①　一般会計歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
②　特別会計歳出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

６　基金の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(1)　基金の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
(2)　基金残高・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

※　本書において、特別会計とは、後期高齢者医療特別会計です。

１ 目標及び基本方針

東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）では地方自治法第291条の７及び広域連合規約第５条に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合 第２期広域計画 平成30（2018）年度～令和9（2027）年度（以下「広域計画」という。）を策定し、後期高齢者医療制度の運用に当たっての目標と基本方針を定めています（平成30年１月31日広域連合議会議決）。

＜目標＞

高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づき、高齢者世代と現役世代の費用負担の明確化と公平性を通じて、将来にわたり持続可能な医療保険制度の実現と高齢者の生活の質（QOL）の維持・向上を図るため、広域連合と区市町村等は連携・協力し、東京都内の被保険者が安心して適切な医療等を受けられるよう制度運営を行います。

＜基本方針＞

１　被保険者をはじめ、現役世代や広く都民の理解と信頼を基礎とします。
２　適切かつ公平な保険給付等を行い、被保険者の健康の保持・増進を支えます。
３　被保険者等の個人情報の保護と情報セキュリティ対策に万全を期します。
４　広域連合は簡素な組織とし、事務は効率的・効果的に行います。
５　区市町村、東京都、関係機関等と役割を分担し、連携します。

２ 広域連合及び区市町村の事務事業と役割分担

広域連合及び区市町村は、高齢者医療確保法及びその政省令等に定める後期高齢者医療の事務について、役割分担に基づき、それぞれの責任を果たすとともに、相互に協力・連携しながら効率的かつ効果的に事務処理を行います。

＜法令等に基づき広域連合と区市町村が分担している事務事業＞

広域連合と区市町村は、次の事務事業について、それぞれの役割を分担しています。被保険者の利便性を確保するため、主に保険料徴収や各種窓口業務は区市町村で行っています。

１　被保険者の資格管理に関すること
２　保険給付に関すること
３　保険料の賦課及び徴収に関すること
４　保健事業の実施に関すること
５　医療費適正化に関すること
６　電算処理システムに関すること
７　不服申立てに関すること
８　広聴及び広報に関すること

３ 令和元年度後期高齢者医療制度の経過と実績

（1） 経過

〈制度改正等の動き〉

後期高齢者医療制度は、平成20年４月の制度発足から12年が経過しました。この間、国では、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革推進本部及び社会保障制度改革推進会議において、医療制度等の改革についての検討が重ねられました。

その結果、平成29年度から高額療養費制度や入院時生活療養費、保険料軽減特例措置等の段階的な見直しが行われました。平成31年４月からは、低所得者に対する介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、保険料均等割軽減特例の段階的な見直しが行われることになりました。

令和元年5月、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等改正法が成立し、オンライン資格確認の導入、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を推進するための体制整備等が行われることになりました。

〈広域連合の取り組み〉

広域連合では、令和２年３月末には被保険者数が157万人を超え、制度開始当初（平成20年４月）の約106万人と比較すると、約48％増加しています。また、財政面では、広域連合の支出の大半を占める医療給付費の令和元年度実績は約１兆3,537億円となり、平成20年度の7,446億円と比較すると約82％の増となっています。

こうした中、令和元年度においては、第７期保険財政期間（令和2・3年度）の保険料率改定を行いました。改定にあたっては、葬祭事業・審査支払手数料・保険料未収金補塡に係る経費の特別対策や広域連合独自の所得割額軽減措置を継続し、被保険者の負担軽減を図りました。加えて、平成30・令和元年度における剰余金を保険料率の算定に見込むことにより、適切な料率改定となるよう努めました。

また、医療費適正化の取り組みとして、令和元年度は引き続きジェネリック医薬品差額通知事業を実施し、一月当たりの軽減効果額について、4億8,900万円余の効果を上げております。このほか、歯科健康診査補助事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業、柔道整復師の施術の療養費適正化事業、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費適正化事業を継続するとともに、健康診査未受診理由調査を実施するなど、医療費適正化の一層の推進を図りました。

以上のように、令和元年度においても、広域連合は、国の制度改革の動向に対応しつつ、都内の全区市町村と連携・協力し、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、円滑な制度運営に努めました。

（2） 実績

※ 各数値は原則として千円未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

① 被保険者数（令和元年度末）

被保険者数	被保険者数内訳		障害認定者（再掲）
	1割負担者	3割負担者	
1,579,667人	1,357,639人	222,028人	4,951人

② 給付実績

（単位：千円）

給付内容			給付実績	給付実績内訳	
				1割負担者	3割負担者
療養給付費			1,265,819,900	1,134,035,959	131,783,941
療養費			87,908,664	65,279,094	22,629,570
	内訳	施術者払	21,766,411	19,676,609	2,089,802
		被保険者払	1,284,140	1,153,208	130,932
		移送費	172	150	22
		高額療養費	62,034,013	42,704,644	19,329,369
		高額療養費（外来年間合算）	461,574	461,505	69
		高額介護合算療養費	2,362,354	1,282,978	1,079,376
合　計			1,353,728,564	1,199,315,053	154,413,511

※「施術者払」は、柔道整復、あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術の合計金額

※「被保険者払」は、補装具等の合計金額

③ 保険料収納実績（現年度分）

調定額（A）	収納額（B）	滞納額（A-B）	収納率（B/A）
156,314,911千円	154,673,268千円	1,641,643千円	98.95%

（令和２年６月　区市町村への調査結果の集計）

④ 健康診査受診実績

健診対象者数（A）	受診者数（B）	受診者数内訳		受診率（B/A）
		集団健診	個別健診	
1,502,031人	771,644人	7,865人	763,779人	51.37%

※ 健診対象者数は、平成31年４月１日現在の被保険者数から施設入所者等の健診除外者の推計値を引いて算出しています。

※ 受診者数には、人間ドック事業費補助金実績分（514人）を含む。

4 施策及び成果

（1） 保険給付の執行

被保険者に対する保険給付の的確な執行を図りました。

目的	保険給付を的確に行う。
事業の概要	1　療養給付費　51,507,340 件　1,265,819,900 千円 2　療養費　4,585,947 件　87,908,664 千円 【内　訳】 (1)　柔道整復等の施術者への支払　1,465,405 件　21,766,411 千円 (2)　補装具等の被保険者への支払　51,141 件　1,284,140 千円 (3)　移送費　8 件　172 千円 (4)　高額療養費　2,939,304 件　62,034,013 千円 (5)　高額療養費（外来年間合算）　18,518 件　461,574 千円 (6)　高額介護合算療養費　111,571 件　2,362,354 千円 3　葬祭費　82,305 件　4,115,250 千円 ※　葬祭費は令和元年度に概算交付した件数と金額です。区市町村ごとの支給実績に基づく精算は令和2年度に実施します。
成果	療養給付費及び療養費の申請に対して内容確認を行うことにより、被保険者に対する支給事務を的確に行いました。

（2）医療費の適正化

医療費適正化対策本部において、医療費適正化のための事業の企画、事業内容の検討、事業の進捗状況の管理を行いました。

目的	医療費の適正化により、医療費の増加抑制を図る。
事業の概要	1　レセプト点検 (1)　点検件数　51,518,290 件 (2)　過誤調整等　247,807 件　14,285,491 千円 【過誤調整等の内訳】 ①　過誤調整（再審査）　205,750 件　12,412,159 千円 ②　不当利得返還　33,219 件　830,367 千円 ③　第三者行為求償（公害求償含む）　8,838 件　1,042,965 千円 ※ レセプト点検件数は、平成31年3月～令和2年2月診療分です。 2　医療費等通知発送件数　1,031,753 件 3　ジェネリック医薬品差額通知発送件数及び軽減効果額 (2回合計)　598,152 件（一月当り）　489,164 千円 4　柔道整復師の施術に係る療養費適正化事業 アンケート・啓発文書発送件数　5,000 件 アンケート回答件数　3,913 件 5　あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費適正化事業 (1)　内容点検件数　170,343 件 (2)　アンケート・啓発文書発送件数　3,200 件 アンケート回答件数　2,006 件 6　重複・頻回受診者等訪問指導事業 訪問指導実施者数　延べ434 人 7　医療機関受診勧奨事業 （通知件数）　（通知後受診者数） (1)　健診結果異常値放置者　23,763 件　2,461 人 (2)　生活習慣病治療中断者　5,941 件　3,021 人
成果	レセプト内容点検においては、傾向の分析をもとに効率的、効果的な点検を行い、再審査による過誤調整を行うことで、医療費の適正化を図りました。 ジェネリック医薬品差額通知は、先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更した場合に、一定額以上の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者を抽出し、差額通知を送付した結果、38.6%の割合でジェネリック医薬品への切り替えが進み、一月当たりの軽減効果額は4億8,900万円余となりました。 そのほか、医療費等通知、柔道整復及びあん摩マッサージ指圧、はり・きゅうの施術に係る療養費適正化事業、重複・頻回受診者等訪問指導事業、医療機関受診勧奨事業を実施し、医療費等の適正化を図りました。

（3）健康診査事業の推進

区市町村が住民のために様々な保健事業を行っていることや被保険者の利便性を踏まえ、住所地の区市町村で受診できるよう、引き続き区市町村に健診事業を委託して実施しました。

目的	生活習慣病の重症化予防等により、後期高齢者の健康の保持・増進と、生活の質（QOL）の維持を図る。
事業の概要	1　委託先　62区市町村 2　健診対象者　1,502,031 人 3　受診者数　771,644 人 4　受診率　51.37 % 5　健診項目　診察（問診・計測・血圧測定等）、血液検査、尿検査 ※　腹囲の測定を除き、40歳から74歳までの特定健康診査の基本項目と同様。 6　事業費総額　4,698,281 千円 ※　被保険者である東日本大震災の被災者の自己負担金免除に係る費用及び人間ドック事業費補助金実績分を含む。 【健診未受診理由調査事業】 平成29年度に健診受診勧奨通知を発送した後も、健診の受診がない被保険者に対し、健康診査未受診理由アンケート調査票を送付し健康診査未受診理由を把握しました。 送付人数　30,492 件 返送件数　9,085 件　（返送率29.8%）
成果	健診受診率は51.37%で、前年度に比較して0.82ポイント減少しましたが、健診受診者数は13,156人増加し、771,644人となりました。受診により後期高齢者の健康管理を推進し、生活の質を維持することができました。 また、健診未受診理由調査の結果は、「健康だから」「病院・診療所に通院中だから」等が主な理由でした。結果については、今後の事業の検討に活用していきます。

（4）保険料の軽減対策

国の低所得者等対策として、政令による保険料軽減措置のほかに、均等割額の軽減を実施しました。併せて、広域連合独自の事業として、所得割額の軽減措置（50%または25%）を実施しました。

目的	低所得者等の保険料負担の軽減を図る。
事業の概要	1　総所得金額等の合計額が一定額以下の被保険者に対し、均等割額を総所得金額等別に軽減しました。 対象者　８割軽減　337,184 人 8.5割軽減　287,801 人 ５割軽減　134,913 人 ２割軽減　147,780 人 合計　907,678 人　26,473,211 千円 2　賦課のもととなる所得金額が20万円までの被保険者に対し、所得割額を所得金額別に軽減しました。 対象者　50%軽減　48,742 人 25%軽減　14,480 人 合計　63,222 人　188,223 千円 ※　賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しない）。 ※　広域連合独自の軽減措置です。 3　後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者であった方については、加入から２年を経過する月まで均等割額５割軽減及び所得割額を賦課しない措置を講じました。 対象者　7,172 人　155,274 千円 ※　低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先して適用されます。
成果	平成30年度に引き続き、低所得者等の保険料負担を軽減しました。

（5）広聴広報事業の充実

後期高齢者医療制度の丁寧な周知を図るため、被保険者等からの個別の問合せに対してお問合せセンターを通じて対応したほか、広報紙の配布、ホームページの掲載内容の迅速な更新等を行いました。

目的	後期高齢者医療制度の趣旨や制度改正の内容等を周知する。
事業の概要	1　広聴　34,599 千円 お問合せセンター応対件数　31,198 件 【内容別件数】 資格・保険証（対象者、住所移転等）　4,139 件　(12.9%) 保険料（決め方、軽減、保険料額等）　3,115 件　(9.7%) 保険給付（負担割合、高額療養費等）　17,473 件　(54.6%) その他　7,291 件　(22.8%) ※応対１件について、複数の内容を含むものがあるため、内容別件数の合計（32,018件）は応対件数と同数にはなりません。 2　広報　77,260 千円 (1)　「東京いきいき通信」新聞折込等 （７月発行分　3,087,000部、３月発行分　2,971,000部） (2)　「後期高齢者医療制度のしくみ」被保険者等への配布用 ① Ｂ６変型版小冊子 （令和元年６月版　425,000部、令和２年度版　137,400部） ② Ａ４版冊子　令和元年６月版　22,000部　令和２年度版　17,000部 ③ 音声版 ア　カセットテープ　225本　イ　ＣＤ（音楽ＣＤ規格）225枚 ウ　ＣＤ（デイジー規格）280枚 ※デイジー規格とは、デジタル録音図書の国際標準規格です。 ④ 点字版　305 部 (3)　医療費適正化啓発リーフレット　1,071,500 部 (4)　ホームページ「東京いきいきネット」の掲載内容の更新
成果	お問合せセンターの活用により、多くの問合せ等にきめ細かな対応ができました。 また、いきいき通信、制度のしくみ、啓発リーフレットの発行により、多くの方に制度の内容や医療費適正化の取り組み等について周知するとともに、ホームページの掲載内容の更新により迅速な情報提供ができました。

（6）広域連合電算処理システム等の再構築

広域連合の業務は、国が開発した全国共通仕様の電算処理システム（標準システム）を基本に運営していますが、当広域連合は他の広域連合と比較して多数の被保険者を対象としているため、効率的に業務処理を行う必要があります。

このため、令和元年度も標準システムのバージョンアップに合わせ、当広域連合独自のシステム等の改修・機器更改を行い、円滑な業務運営に努めました。

目的	標準システムの改修等により、広域連合及び区市町村における円滑な業務運営を図る。
事業の概要	1　情報連携のデータ標準レイアウト改版に伴う試験　869 千円 2　制度改正等に伴う標準システムバージョンアップ対応　65,344 千円 (1)　保険料軽減特例見直し (2)　賦課の期間制限に関する機能改善 (3)　第三者行為求償強化 (4)　民法（債権法）改正 (5)　2020年6月データ標準レイアウト改版 (6)　所得照会の簡便化 3　制度改正等に伴う独自システム等改修・機能改善　137,786 千円 (1)　東京都単独公費算定システム（改元対応、機能改善） (2)　医療費通知システム（改元対応、機能改善） (3)　被保険者データ参照システム（改元対応、保険料軽減特例見直し） (4)　不当収納システム改修（改元対応、高額療養費制度見直し） (5)　療養費入力システム・施術所マスタ管理システム改修（改元対応） 4　標準システム及び独自システムの機器更改　167,587 千円 (1)　標準システム（改元対応、機能改善、ネットワーク機器設定等） (2)　東京都単独公費算定システム（機器更改） (3)　医療費通知システム（機器更改） (4)　療養費入力システム・施術所マスタ管理システム（機器更改）
成果	システムの機能改修等による業務改善に取り組み、広域連合及び区市町村における業務の精度向上及び効率化を推進しました。

（7）情報管理の徹底

被保険者等に係る情報漏えい、改ざん、盗難等による業務の中断及び社会的信頼の失墜を防止するため、情報セキュリティ対策の実施により、個人情報保護等に万全を期しました。

目的	情報の管理を強化し、被保険者の信頼を確保する。
事業の概要	1　情報セキュリティ対策の取り組み　2,845 千円 (1)　研修の実施　６回（延べ９日間） (2)　自己点検の実施　１ 回 (3)　情報セキュリティ委員会の開催　４ 回 (4)　リスクアセスメントによるリスク低減対策　２ 件 (5)　内部監査の実施　２ 日間 2　ISO27001認証継続審査（令和２年３月２日～４日）　609 千円 継続審査（登録継続）確認日　令和２年３月４日 ※ ISO27001は情報セキュリティ対策について、実施すべき事項をもれなく効率的、体系的に行うための「仕組み」であるISMSの国際規格です。 広域連合では、ISMSの取り組みが適切に実施されているかどうか外部機関の審査を受けて、平成21年３月に初めて認証（有効期限３年）を取得しました。３年ごとの更新審査(有効期間内の年度は継続審査)を受けて、認証を継続しています。（３回目の再認証日は平成30年３月13日、有効期限は令和３年３月12日）
成果	情報セキュリティ対策のための各種の取り組みを行うことにより、被保険者の個人情報等の情報資産の保護をさらに確実なものとしました。

（8）区市町村との連携と支援

区市町村での事務処理が円滑に進むよう事務説明会の開催等、各種の取り組みを行いました。また、区市町村が行う長寿・健康増進事業等について、国の補助金を活用し区市町村の取り組みを支援しました。

目的	区市町村における円滑な事務執行及び健康増進事業の推進を図る。
事業の概要	1　区市町村での事務処理が円滑に運ぶようにするため、さまざまな取り組みを行いました。 (1)　区市町村後期高齢者医療制度担当者向け事務説明会の開催 (2)　事務処理マニュアル改訂版の作成 (3)　情報提供や事務処理に関する各種通知の送付 (4)　広域連合電算処理システムの操作や制度運用等に関する問合せへの対応 (5)　東京都後期高齢者医療保険料収納対策研修会の開催 (6)　広域連合作成の広報用発行物の区市町村への提供 (7)　東京都後期高齢者医療制度の概要（令和2・3年度版）の作成 2　国の特別調整交付金を活用し、区市町村における健康教育・健康相談事業等の長寿・健康増進事業の取り組みを支援しました。 長寿・健康増進事業費補助金　48 団体　263,766 千円 3　国の制度事業費補助金を活用し、区市町村における歯科健康診査事業等の取り組みを支援しました。 (1)　高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進事業費補助金（訪問歯科健康診査事業　等）　6 団体　6,993 千円 (2)　歯科健康診査事業費補助金　40 団体　47,650 千円 (3)　人間ドック事業費補助金　4 団体　2,087 千円 4　健康保険法等改正により、令和2年度から区市町村が主体となり実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」（以下「一体的実施」という。）を推進するための取り組みを行いました。 (1)　一体的実施に係る準備状況等各種調査　3 件 (2)　一体的実施に係る区市町村向け説明会での制度説明 (3)　区市町村ヒアリングの実施
成果	広域連合と区市町村が連携して、円滑な事務処理を行うとともに、健康増進事業の推進を行うことができました。

5　令和元年度決算の概要

（1）各会計別決算額

（ ）は前年度比の数値

<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>一般会計</th><th>特別会計</th></tr>
<tr><td colspan="3">歳入決算額
（A）</td><td>6,528,955 千円
(5.8%減)</td><td>1,444,184,344 千円
(4.2%増)</td></tr>
<tr><td colspan="3">歳出決算額
（B）</td><td>6,442,596 千円
(6.0%減)</td><td>1,404,896,004 千円
(4.4%増)</td></tr>
<tr><td colspan="3">差引額
（A－B）</td><td>86,359 千円</td><td>39,288,340 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="5">予算現額との対比</td><td colspan="2">予算現額
（C）</td><td>6,528,951 千円</td><td>1,432,528,375 千円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歳入</td><td>増減額
（A－C）</td><td>4 千円</td><td>11,655,969 千円</td></tr>
<tr><td>収入率
（A/C）</td><td>100.0 ％</td><td>100.8 ％</td></tr>
<tr><td rowspan="2">歳出</td><td>増減額
（C－B）</td><td>86,355 千円</td><td>27,632,371 千円</td></tr>
<tr><td>執行率
（B/C）</td><td>98.7 ％</td><td>98.1 ％</td></tr>
</table>

※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

（2） 目的別歳入･歳出

① 一般会計歳入･歳出

＜歳入決算額＞　　（単位：千円）

款	予算現額(A)	収入済額(B)	比較増減(B-A)
分担金及び負担金	4,520,500	4,520,500	0
財産収入	65	18	△ 47
繰越金	82,279	82,279	0
諸収入	56	30	△ 26
繰入金	1,926,050	1,926,050	0
寄附金	1	78	77
合　　計	6,528,951	6,528,955	4

＜歳出決算額＞　　（単位：千円）

款	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)
議会費	4,725	2,258	2,467
総務費	573,756	499,923	73,833
民生費	4,522,068	4,522,068	0
公債費	8	0	8
諸支出金	1,418,394	1,418,347	47
予備費	10,000	0	10,000
合　　計	6,528,951	6,442,596	86,355

※「議会費」の不用額は、主に費用弁償、議員報酬等の執行残による。
※「総務費」の不用額は、主に職員手当、委託料等の執行残による。
※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

＜決算剰余金＞

歳入決算額65億2,895万5千円から歳出決算額64億4,259万6千円を差し引いた決算剰余金は、8,635万9千円となります。この剰余金については、補正予算により、特別会計事務費の剰余金とともに令和2年度予算に繰り越し、区市町村事務費負担金の減額等の経費に充当するとともに、残額（繰り越し額の２分の１以上の額）は財政調整基金に積み立てます。

＜一般会計決算額の構成＞

※　％は構成比を表します。

歳入合計　6,528,955千円

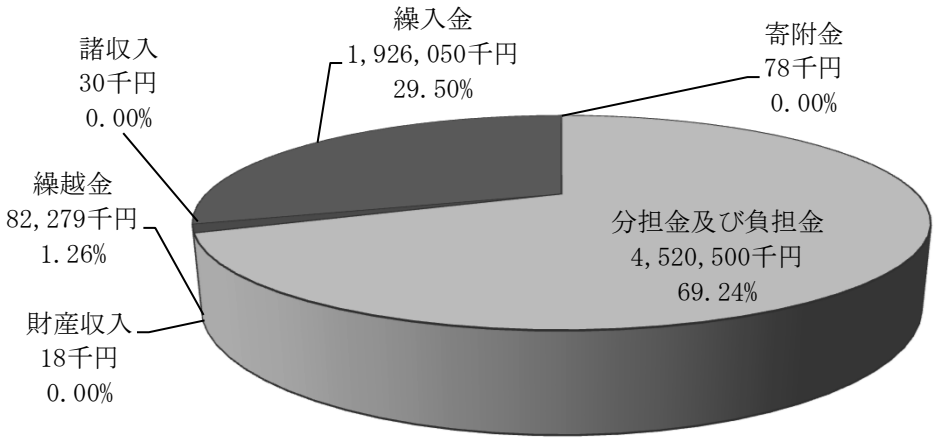

歳出合計　6,442,596千円

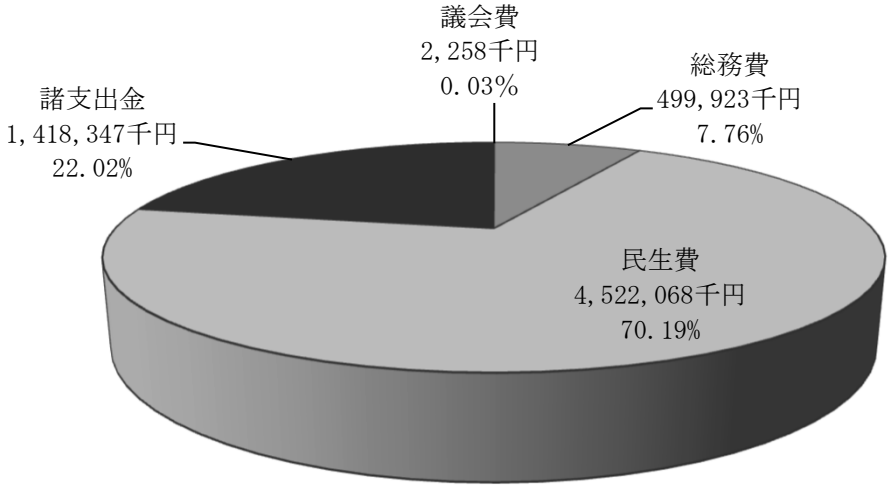

一般会計の歳入は、主に分担金及び負担金で構成されています。これは、広域連合の事務費にかかる区市町村からの負担金です。その他には、前年度の剰余金である繰越金、財政調整基金からの繰入金等があります。

歳出は、約70.19％を民生費が占めています。これは区市町村からの事務費負担金の特別会計への繰出金です。

そのほか、職員の人件費や委託料等の総務費、財政調整基金への積み立てを行う諸支出金等があります。

② 特別会計歳入･歳出

＜歳入決算額＞

（単位：千円）

款	予算現額(A)	収入済額(B)	比較増減(B-A)
区市町村支出金	286,791,107	286,008,605	△ 782,502
国庫支出金	367,867,696	388,724,570	20,856,874
都支出金	109,344,709	109,861,694	516,985
支払基金交付金	610,270,266	600,876,506	△ 9,393,760
特別高額医療費共同事業交付金	502,264	488,412	△ 13,852
財産収入	597	244	△ 353
繰入金	16,622,588	16,622,588	0
繰越金	39,615,398	39,615,398	0
諸収入	1,513,750	1,986,327	472,577
合　　計	1,432,528,375	1,444,184,344	11,655,969

※「区市町村支出金」の減は、保険料等負担金が見込みを下回ったことによる。
※「国庫支出金」の増は、療養給付費負担金が見込みを上回ったことによる。
※「都支出金」の増は、高額医療費負担金が見込みを上回ったことによる。
※「支払基金交付金」の減は、当初の見込みを下回ったことによる。
※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

＜歳出決算額＞

（単位：千円）

款	予算現額(A)	支出済額(B)	不用額(A-B)
総務費	4,156,865	3,836,507	320,358
保険給付費	1,387,247,991	1,361,067,521	26,180,470
特別高額医療費共同事業拠出金	503,114	502,042	1,072
保健事業費	6,236,592	5,221,409	1,015,183
基金積立金	9,108,015	9,107,662	353
公債費	11,466	0	11,466
諸支出金	25,164,332	25,160,863	3,469
予備費	100,000	0	100,000
合　　計	1,432,528,375	1,404,896,004	27,632,371

※「総務費」の不用額は、主に医療制度システム管理運営事務費の執行残による。
※「保険給付費」の不用額は、給付実績等に基づく執行残による。
※「保健事業費」の不用額は、健診実績等に基づく執行残による。
※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

＜決算剰余金＞

歳入決算額1兆4,441億8,434万4千円から歳出決算額1兆4,048億9,600万4千円を差し引いた決算剰余金は、392億8,834万円となります。この剰余金については、補正予算により令和２年度予算に繰り越します。

繰越金は、令和元年度の区市町村、国、都からの支出金や支払基金からの支援金等の精算に充てます。さらに精算後の残額は、特別会計調整基金に積み立て、令和２年度以降の保険給付費の財源とします。

＜特別会計決算額の構成＞

※　％は構成比を表します。

歳入合計　1,444,184,344千円

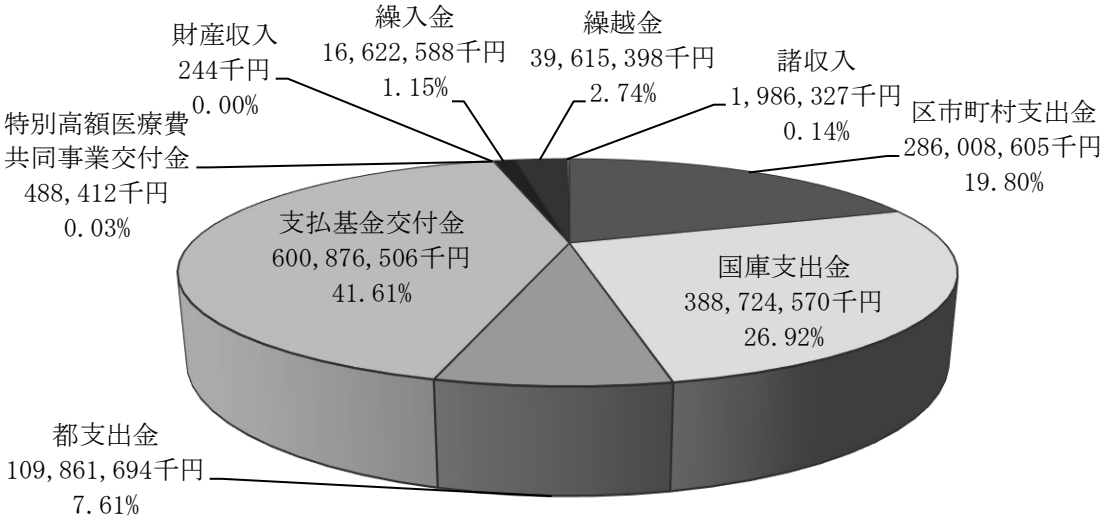

歳出合計　1,404,896,004千円

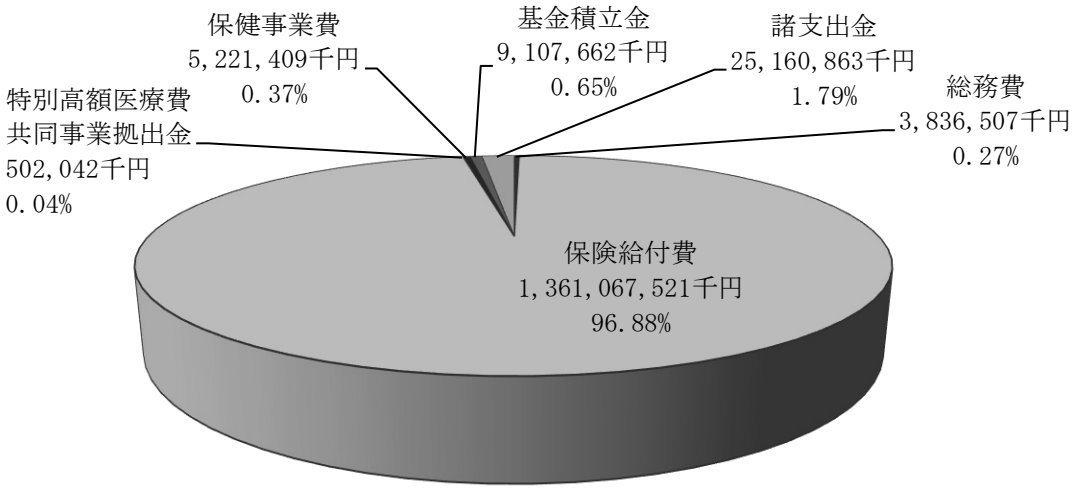

特別会計の歳入は、主に区市町村支出金、国庫支出金、都支出金、支払基金交付金等で構成されています。これは、医療給付に係る負担金です。

歳出は、約96.88％を保険給付費が占めています。これは主として医療給付の費用です。そのほか、区市町村へ委託して健康診査を実施した保健事業費や調整基金への積み立てを行う諸支出金等があります。

（3）性質別歳出

①一般会計歳出

区　　分		決算額（千円）	構成比（%）
義務的経費	人　件　費	202,358	3.14
	扶　助　費	1,565	0.02
	公　債　費	0	0.00
	小　　計	203,923	3.16
投資的経費	投資的経費	0	0.00
	小　　計	0	0.00
その他の経費	物　件　費	249,793	3.88
	維持補修費	0	0.00
	補　助　費　等	48,465	0.75
	積　立　金	1,418,347	22.02
	投資及び出資金・貸付金	0	0.00
	繰　出　金	4,522,068	70.19
	前年度繰上充用金	0	0.00
	小　　計	6,238,673	96.84
合　　計		6,442,596	100.00

※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

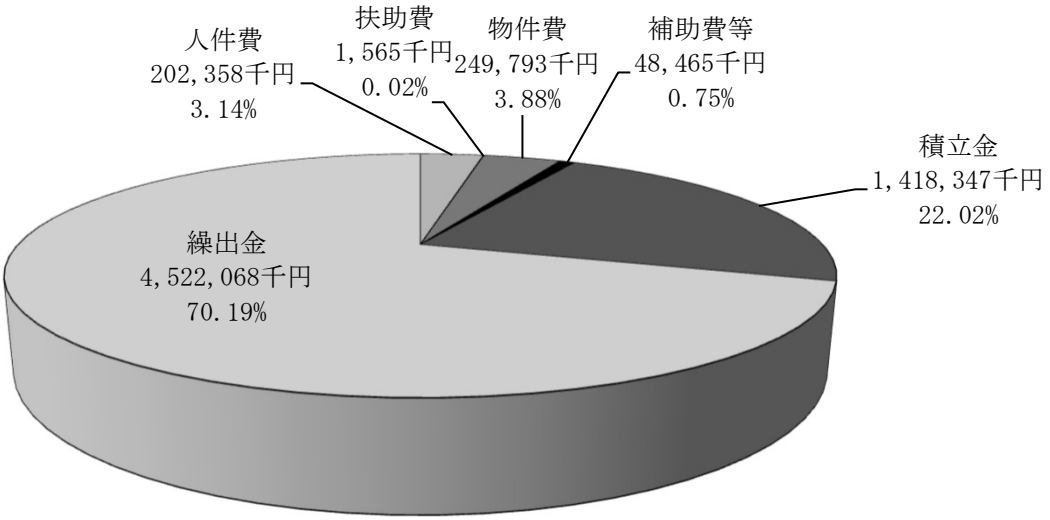

一般会計歳出決算を性質別分類で見ると、特別会計への事務費等の繰出金（70.19%）や基金への積立金（22.02%）、委託料等の物件費（3.88%）を含む「その他の経費」が96.84%で、そのほとんどを占めています。
そのほか、人件費（3.14%）を含む「義務的経費」が3.16%です。

②特別会計歳出

区　　分		決算額（千円）	構成比（%）
義務的経費	人　件　費	362,878	0.03
	扶　助　費	1,400	0.00
	公　債　費	0	0.00
	小　　計	364,278	0.03
投資的経費	投資的経費	0	0.00
	小　　計	0	0.00
その他の経費	物　件　費	11,533,888	0.82
	維持補修費	0	0.00
	補　助　費　等	1,382,514,126	98.40
	積　立　金	9,107,662	0.65
	投資及び出資金・貸付金	0	0.00
	繰　出　金	1,376,050	0.10
	前年度繰上充用金	0	0.00
	小　　計	1,404,531,726	99.97
合　　計		1,404,896,004	100.00

※ 数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。

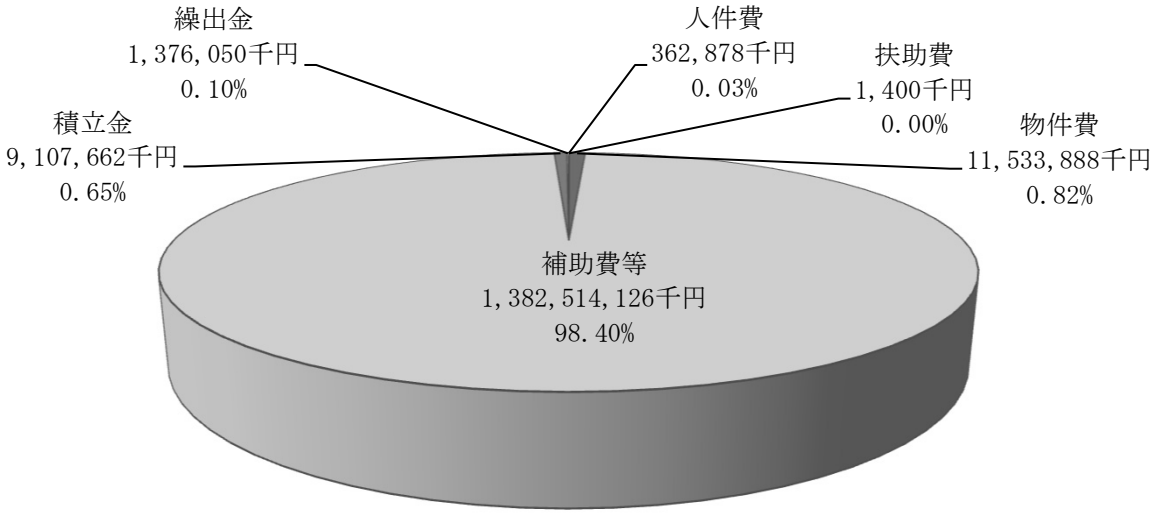

特別会計歳出決算を性質別分類で見ると、主に医療給付費で構成される補助費等（98.40%）、各種委託料や消耗品費等の物件費（0.82%）、基金への積立金（0.65%）を含む「その他の経費」が99.97%で、そのほとんどを占めています。

６ 基金の状況

(1)基金の概要

広域連合では、条例に基づき、次の２つの基金を設置しています。

種類	設置目的
東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金	事務費負担金の剰余金を財源として、一般会計の年度間調整を行うことを目的として設置
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金	保険料を財源として、医療給付等に要する費用の年度間調整を行うことを目的として設置

(2)基金残高

（単位：千円）

種類	平成30年度末残高	令和元年度末残高	増減
東京都後期高齢者医療広域連合財政調整基金	1,833,025	2,701,372	868,347
東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計調整基金	21,904,307	18,911,449	△ 2,992,858

※「財政調整基金」の増（868,347千円）は、事務費の財源として取り崩したことによる減（△550,000千円）、繰越金及び利子収入を積み立てたことによる増（1,418,347千円）によるものです。

※「特別会計調整基金」の減（△2,992,858千円）は、医療給付費等の財源として取り崩したことによる減（△12,100,520千円）、繰越金及び利子収入を積み立てたことによる増（9,107,662千円）によるものです。

※数値については、原則として表示単位未満を四捨五入し、一部端数の調整をしています。